

淡路市人事行政の運営等の状況

淡路市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年淡路市条例第289号）第6条の規定に基づき、令和4年度における人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

淡路市長 門 康 彦

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

区分	淡路市
採用者数	12 人
退職者数	12 人

- 備考 1 採用者数は、競争試験及び選考により採用した職員数である。
 2 退職者数は、定年、勸奨、死亡、自己都合等により退職した職員数である。
 ※ いずれも令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 職員数の状況

令和4年4月1日現在の正規職員数（412人）は、合併した平成17年4月1日（710人）と比較し、298人減少している。

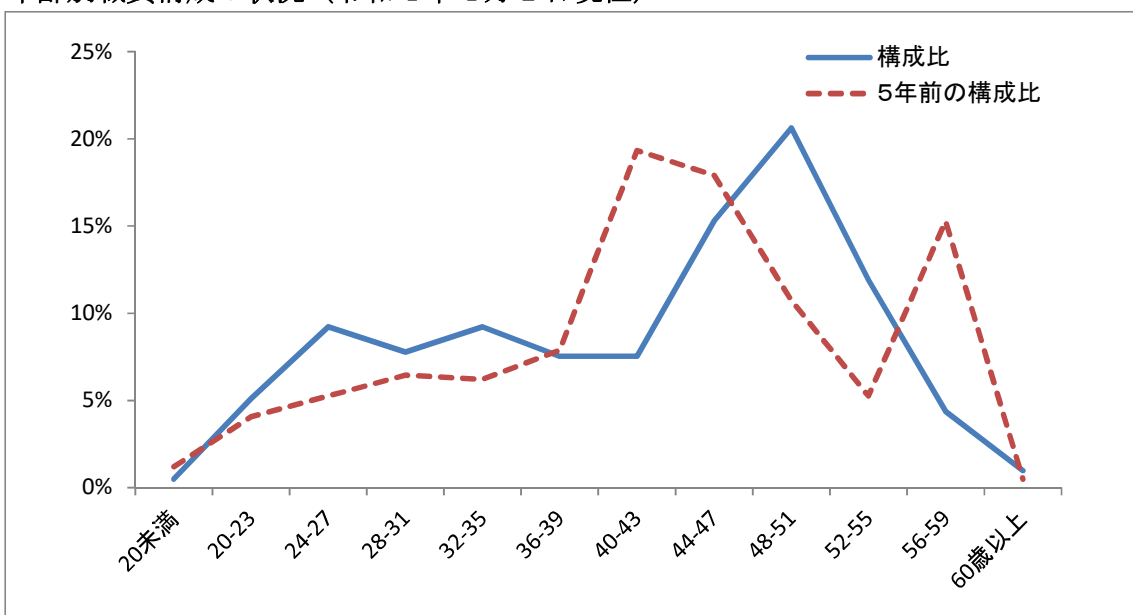
○職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

部門別	年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数（率）
一般行政		332	330	319	322	330	332	0（0.0%）
教 育		51	51	46	49	43	43	▲8（▲15.7%）
消 防		1	1	1	0	0	2	1（100.0%）
普通会計計		384	382	366	371	373	377	▲7（▲1.8%）
公営企業等会計計		35	35	38	40	36	35	0（0.0%）
総合計		419	417	404	411	409	412	▲7（▲1.7%）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

○年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	21	38	32	38	31	31	63	85	49	18	4	412

(3) 定員適正化計画

淡路市では、淡路市定員適正化計画に基づき、新規採用の抑制の実施等により、定員の適正化に取り組んでいる。令和5年4月1日には、419人を目標数値としている。

【計画値】 (単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
定員適正化計画 (令和3年～令和7年)	413	410	414	419	425	430

【実績値】 (単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
各年4月1日現在 定員管理調査職員数	411	409	412			

(4) 職員の障がい者雇用率の状況

職員の障がい者雇用率 2.75% (令和4年6月1日時点)

2 職員の人事評価の状況

淡路市人事評価制度実施規程(平成28年淡路市訓令第8号)に基づき、能力評価及び業績評価を実施し、人事評価の結果を被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として、活用している。

評価結果分布 (単位：人)

期 別	S	A	B1	B2	B3	C	D
令和4年度通期	0	2	82	306	19	5	1

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

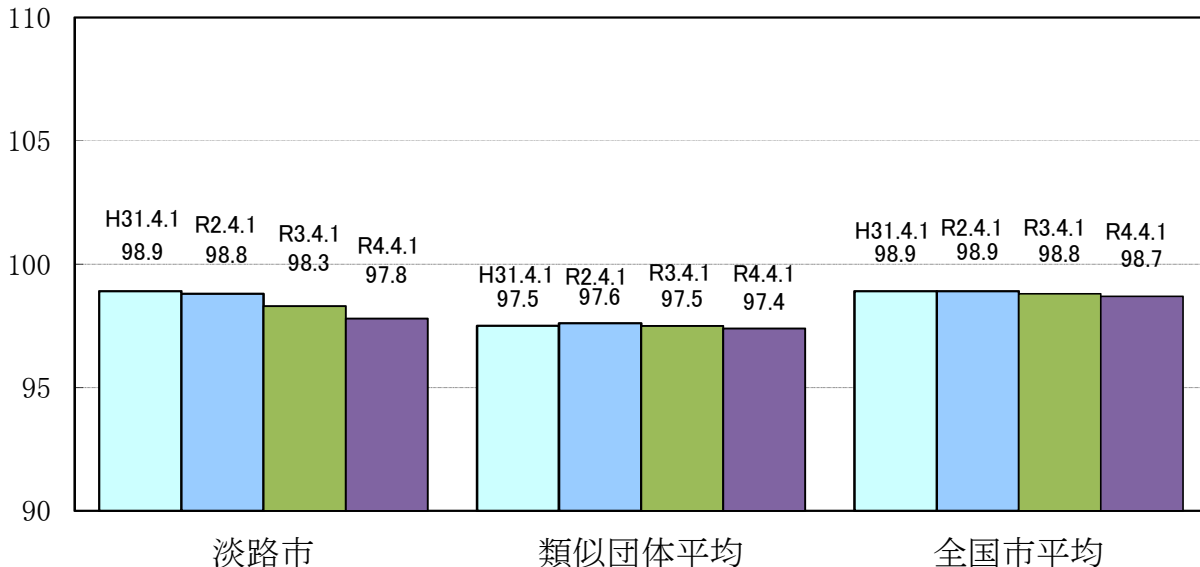
区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A
令和4年度	人 42,190	千円 35,843,874	千円 4,641,946	% 13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 377	千円 1,413,403	千円 253,101	千円 528,340	千円 2,194,844	千円 5,822

(注) 職員手当には、退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

職員の給料は、淡路市職員の給与に関する条例（平成17年淡路市条例第49号）によって定められており、毎年の人事院勧告を参考に決定している。

職員の構成は若年層が少なく、中年層・高年層が多くなっており、全体の平均給与を押し上げている一方で、財政難等のため、平成21年度から平成25年度までの5年間、職員の給与削減措置を実施し、職員給与の増額を抑制している。

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	42.2 歳	319,500 円	388,051 円	347,703 円
兵庫県	43.3 歳	324,900 円	422,219 円	377,354 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
淡路市	49.1 歳	280,200 円	314,856 円	301,323 円
兵庫県	56.8 歳	335,200 円	401,571 円	368,123 円
国	51.1 歳	286,570 円	— 円	328,416 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

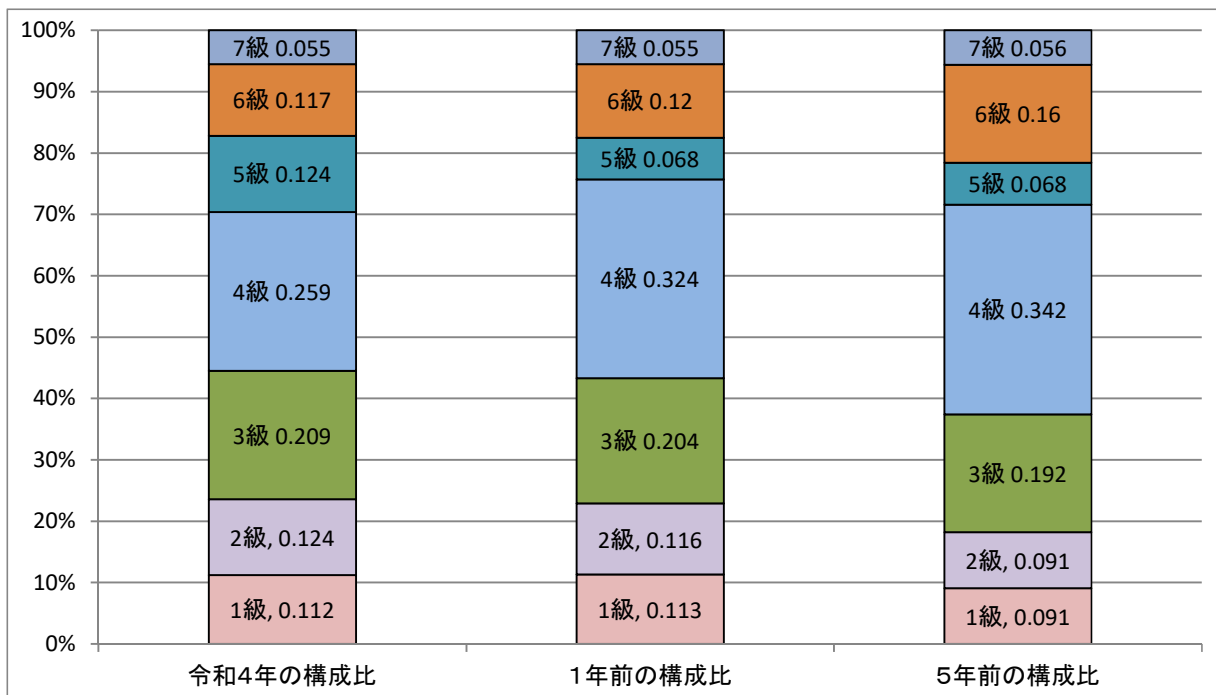
(5) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		淡路市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	171,700 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	152,700 円	— 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事、部長	22人	5.5	362,900円	444,900円
6級	次長、課長、特命参事	47人	11.7	319,200円	410,200円
5級	副課長、主幹	50人	12.4	289,700円	393,000円
4級	課長補佐、係長	104人	25.9	264,200円	388,200円
3級	係長、主査	84人	20.9	231,500円	350,000円
2級	主事	50人	12.4	195,500円	304,200円
1級	主事	45人	11.2	146,100円	247,600円

- (注) 1 淡路市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成25年から、6級制から7級制に変更となっている。



(7) 期末手当・勤勉手当

淡路市		国	
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,401千円		—	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分

- (注) 1 上記の平均支給額は、普通会計の期末・勤勉手当の決算額を、普通会計に属する職員数で除した額である。
 2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(8) 退職手当（令和4年4月1日現在）

淡路市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 7,034千円 20,031千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(9) 特殊勤務手当

支給実績（令和4年度決算）		2,176千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		27,897円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		20.7%	
手当の種類（手当数）		11人	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務事務職員	市税の賦課及び徴収業務	月額1,000円
感染症防疫作業手当	防疫作業従事職員	(1)伝染病等に関する防疫業務 (2)新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症防疫業務	(1)月額1,000円 (2)月額3,000円
塵埃焼却場作業手当	塵埃焼却場従事職員	収集、運搬及び処分業務	月額3,000円
火葬業務手当	火葬処理従事職員	火葬処理に関する業務	業務1回につき1,000円
行旅死亡人等取扱作業手当	行旅病人等の看護等従事職員	看護、移送又は埋葬に関する業務	業務1回につき1,000円
保育業務手当	保育業務従事職員	保育に関する業務	月額3,000円
保健業務手当	保健業務従事職員	保健に関する業務	月額3,000円
介護・調理業務手当	老人施設の介護・調理従事職員	介護・調理に関する業務	月額3,000円
医師職手当	医師職	診療に関する業務	月額380,000円
時間外診療往診手当	医師職	緊急を要する診療業務	(加算点数－基本点数)×10円
入院医学管理手当	医師職	1日当たりの入院患者数	月額50,000円

（注）上記の平均支給額は、普通会計の特殊勤務手当決算額を、支給対象者で除した額である。

(10) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	96,640千円
職員1人当たり平均支給年額	325,387円
支給実績（令和3年度決算）	112,637千円
職員1人当たり平均支給年額	383,119円

（注）上記の平均支給額は、普通会計の時間外勤務手当決算額を管理職を除く職員数で除した額である。

(11) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算5,000円	同じ	—	42,837 千円	264,426 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+ (家賃-23,000円) × 1/2 (27,000円限度)	同じ	—	18,047 千円	295,852 円
通勤手当	○通勤のため交通機関、交通用具（自動車等）を使用している職員に支給（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満である職員を除く。） ・交通機関を使用している職員 運賃等相当額（鉄道等利用者は6箇月定期券の額）支給限度額55,000円 ・交通用具（自動車等）を使用している職員 通勤距離に応じ3,300円～34,400円	異なる	片道5km未満無支給。また、通勤距離に応じ2,000円～31,600円	41,041 千円	117,596 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務の特殊性に着目して支給 ・役職の区分に応じ、38,000円～70,000円	異なる	支給率	50,656 千円	633,200 円

(注) 上記の平均支給額は、普通会計のそれぞれの手当決算額を、それぞれの対象職員数で除した額である。

(12) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市 長	860,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 市 長	690,000 円	985,000 円 / 431,000 円
	議 長	450,000 円	790,000 円 / 420,000 円
	副 議 長	378,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	議 員	346,500 円	475,000 円 / 200,000 円 442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)	
	副 市 長	4.4 月分	
	議 長	(令和4年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.4 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.40	(1期の手当額) 16,512,000 円 (支給時期) (任期ごと)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.24	7,948,800 円 (任期ごと)
	備 考		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(13) 地域手当の状況

支給実績（令和4年度決算）		1,479 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		493,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度（支給率）
神戸市	12%	3人	12%

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年次休暇	1年につき20日
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1年につき5日
結婚休暇	5日以内
産前産後休暇	産前休暇 出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠は14週間）から出産日 産後休暇 出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
育児休暇	1日につき2回、各30分以内の時間
妻の出産休暇	2日
育児参加休暇	5日
生理休暇	請求期間
妊産婦の保健指導	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊 娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回
子の看護休暇	1年につき5日以内
忌引休暇	親族区分により1日から10日までの期間
法要休暇	1日（父母の死亡後15年以内）
夏季休暇	7月から9月までの期間において5日以内
リフレッシュ休暇	勤続年数20年及び30年に達した年度につき3日以内
住居滅失等	必要と認められる期間
交通遮断	必要と認められる期間
危険回避	必要と認められる期間

5 職員の休業の状況

育児休業等取得者数（令和4年度）

区 分	取得者数
育児休業	22人
育児部分休業	11人
介護休業	0人
介護部分休業	0人

（注） 令和4年度中に新規取得者及び前年度から継続中の職員数である。

※ 育児・介護休業をした期間は、給与を支給しない。また、育児・介護に係る部分休業勤務をした場合は、勤務のない時間分は減額する。

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

（1）職員の分限の状況

ア 休職の状況

区 分	処分者数
心身故障	5人
刑事事件	0人

イ 降任又は免職の状況

区 分	処分者数
勤務実績	0人
職務支障	0人
適格性を欠く	0人
廃職又は過員	0人

（2）職員の懲戒処分の状況

区 分	処分者数
免職	0人
停職	0人
減給	0人
戒告	0人

7 職員の服務の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しているように、市では、随時服務規律の徹底を図っている。

8 職員の退職管理の状況

平成26年5月14日の地方公務員法の改正法の趣旨に基づき、市では、「淡路市職員の退職管理に関する規則（平成28年淡路市規則第43号）」を制定し、営利企業等に再就職した元職員が、一定期間現職員への働き掛けを行うことを禁止する等、退職管理の適正を確保する取組を行っている。

9 職員の研修の状況

主催	研修名	対象	受講者数
国際文化研修所	介護保険実務～制度と運用～	担当職員	1人
	自治体の広報～住民に読まれ、親しまれる広報を目指して～	担当職員	1人
	中堅職員リーダー研修	担当職員	1人
	これからの自治体人材マネジメント	担当職員	1人
兵庫県	統一的な基準による地方公会計制度研修	担当職員	1人
	公共施設ファシリティ・マネジメント研修	担当職員	2人
	徴収事務担当職員研修	担当職員	1人
	個人情報保護等に関する研修会	担当職員	4人
	人事・労務担当職員研修	担当職員	2人
	法制執務担当職員研修	担当職員	3人
兵庫県市町村振興協会	パソコン研修	希望する職員	19人
自治研修所	市町職員第1部研修	在職年数3年以上、29歳以下の職員	11人
	市町職員第2部研修	採用後概ね10年以上の役付でない職員	4人
	市町監督職研修	係長職員で部下を監督する職にある者	6人
	市町管理職研修	管理職員	7人
	再任用職員研修	再任用職員	7人
	リスクマネジメント研修	管理職員	2人
	女性リーダー育成研修	管理職及び監督職にある女性職員	2人
	クレーム対応力向上研修（組織対応・法的対応編）	管理・監督職員	4人
	クレーム対応力向上研修（窓口対応編）	一般職員（管理・監督職を除く）	4人
	政策形成実践研修	採用後概ね5年以上の経験がある若手・中堅職員	1人
	民法研修	民法に関する知識を習得する必要がある職員	3人
	行政法（争訟）研修	行政争訟に関する知識を習得する必要がある職員	1人
	説明力向上研修	若手・中堅職員	3人
	働き方改革のための効率アップ研修	若手・中堅職員	1人
働き方改革のための事業見直し研修	管理・監督職員	1人	
広域行政	淡路島3市新任職員研修	新任職員	12人
淡路島3市	地方自治法研修	係長又はこれに相当する職員	13人
淡路市	新任職員研修	新任職員	12人
	労務管理研修	管理職員	67人
	人権研修	全職員	285人
	交通安全研修	全職員	48人
	ハラスメント研修	全職員	75人
	接遇研修	全職員	96人
合 計			701人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金

職員の共済・厚生制度として、市は兵庫県市町村職員共済組合等に参加しており、主として短期給付事業（出産、結婚、休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金、貸付等）がある。詳細は、兵庫県市町村職員共済組合ホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部ホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）を参照してください。

区 分	負担金額（令和4年度普通会計決算）
金 額	570,946 千円

(2) 職員互助会負担金

市は、職員の福利増進等のため、一般財団法人兵庫県市町職員互助会・一般財団法人兵庫県学校厚生会に参加しており、主として共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っている。

区 分	負担金額（令和4年度普通会計決算）
金 額	3,005 千円

(3) 退職手当組合負担金

市は、兵庫県市町村退職手当組合に参加しており、主として職員の退職者に対して、公平迅速に退職手当の支給を行っている。

区 分	負担金額（令和4年度普通会計決算）
金 額	469,397 千円

(4) 安全衛生（健康診断）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき、職員の健康診断を毎年度定期的実施している。

定期健康診断	607 人
人間ドック	291 人

(5) 公務災害等の状況（令和4年度）

公務災害認定件数	4 件
通勤災害認定件数	1 件

1 1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施結果

試験名	申込者数（人）	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率	
一般行政職	高校新卒	3	3	2	1.5
	高卒以上	38	29	7	4.1
	社会人経験者	22	21	7	3.0
	障がい者	3	3	0	-
	保育士	9	8	5	1.6
	保健師	6	5	2	2.5
	社会福祉士	5	2	1	2.0

(2) 選考採用の実施結果

被選考者数	合格者数
未実施	-